

障害のある方の 医療的ケアのすすめ方

(令和5年11月)

京都市障害者自立支援協議会
「医療的ケア部会」

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	社会福祉士及び介護福祉士法の改正の概要・・・・・・・・	3
	（1）認定特定行為・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（2）認定特定行為業務従事者・登録特定行為事業者・・	4
	（3）喀痰吸引等研修・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（4）喀痰吸引等の対象者の別・・・・・・・・	5
	（5）登録研修機関・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	医療関係者との連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	実質的違法性阻却の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（1）これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（2）これまでの実質的違法性阻却に基づく喀痰吸引等の取扱い・・	10
	（3）その他・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	喀痰吸引等研修の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（1）第3号研修受講の流れ・・・・・・・・	13
	（2）研修受講に必要な書類・・・・・・・・	14
	（3）研修内容・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	（4）研修終了後の流れ・・・・・・・・	15
	（5）実施に当たっての留意点・・・・・・・・	17
6	医療連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	別紙・・・・・・・・・・・・・・・・	19

Q&A集

参考資料

「障害のある方の医療的ケアのすすめ方」については、別冊の様式集を作成しております。本冊子と合わせて活用ください。

- ・「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」受講申込関係 様式集
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請関係 様式集
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請関係 様式集

1 はじめに

平成24年4月に「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）が一部改正され、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等において、一定の条件の下で、「たんの吸引等」の行為の実施が可能となりました。

「たんの吸引等」の実施の際には「医療や看護との連携による安全確保」が必要であり、その条件が整ったサービス提供体制が整えられる必要があります。

京都市障害者自立支援協議会では、「医療的ケア部会」において、「医療」・「看護」・「介護」の関係者やその他支援者が連携し、「たんの吸引等」が必要な障害のある方に、円滑に提供体制が整えられるよう、平成26年度に当冊子を作成させていただいております。

この度、本市では令和4年度に「医療的ケア部会」を再開し、当冊子がより活用されることを願い、改訂させていただき運びとなりました。

ぜひ、関係機関等が連携される場において御活用いただければ幸いです。

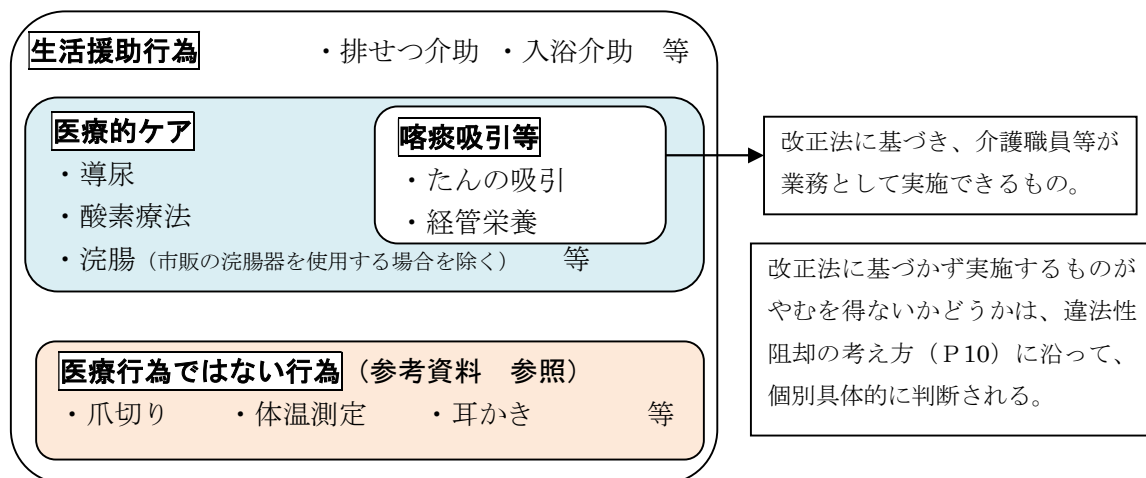
平成27年6月

令和5年11月改訂

京都市障害者自立支援協議会「医療的ケア部会」

※ 「医療的ケア」とは、日常生活上必要不可欠な生活援助行為としての医療行為であって、長期に渡り継続的に必要とされるケアのことを言います。具体的には、心身の機能に障害があり、呼吸や排泄、栄養摂取時に、医療機器とケアが必要な方を対象とした支援を想定しています。

当冊子では、平成24年4月の法改正により、介護職員等が業として実施できるとされた喀痰吸引・経管栄養の両行為を「喀痰吸引等」と記載しています。



介護福祉士が医療的ケア(喀痰吸引等)を実施するまでの4ステップ

医療的ケアが必要な方を
担当することになった

どうすれば支援できる
のだろう？



< 1 研修を受講しましょう >

支援に入る予定の方は、行為（喀痰吸引等）を実施するための研修を受講。

研修の実施機関として京都府から登録を受けている機関に申込みをする。

登録機関は京都府HP（喀痰吸引等制度について（2）研修を実施している登録研修機関）に掲載。



※研修が終わると、研修機関から修了証が発行される。

< 2 登録の手続きをしましょう >

研修が終わった方は、喀痰吸引等を実施する介護職員＝「認定特定行為従事者」とその職員が所属している事業者＝「登録特定行為事業者」の両方の登録が必要。登録先は都道府県へ。

研修機関から発行された修了証等必要書類を都道府県に提出。都道府県の確認後に、「認定特定行為従事者」の認定証の発行と、「登録特定行為従事者」の登録がされる。



< 3 支援を実施するために >

文書による医師の指示をもらい介護と医療が連携すること・本人や家族の同意をもらい、安全を確保したうえで行いましょう。

< 4 その他 >

本市では、「京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業」を行っています。

喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする障害児者の支援体制を図ることを目的に、介護職員等が医療的ケアを行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修にかかる経費の一

部を補助しています。事業概要は京都市情報館を御確認ください。

お問合せ先

- ・喀痰吸引等第3号研修について…京都府障害者支援課内
京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」(075-414-5120)
- ・喀痰吸引研修受講の補助金制度について…京都市障害保健福祉推進室
(075-222-4161)
※児童通所支援事業者の場合は…京都市子ども家庭支援課
(075-746-7625)

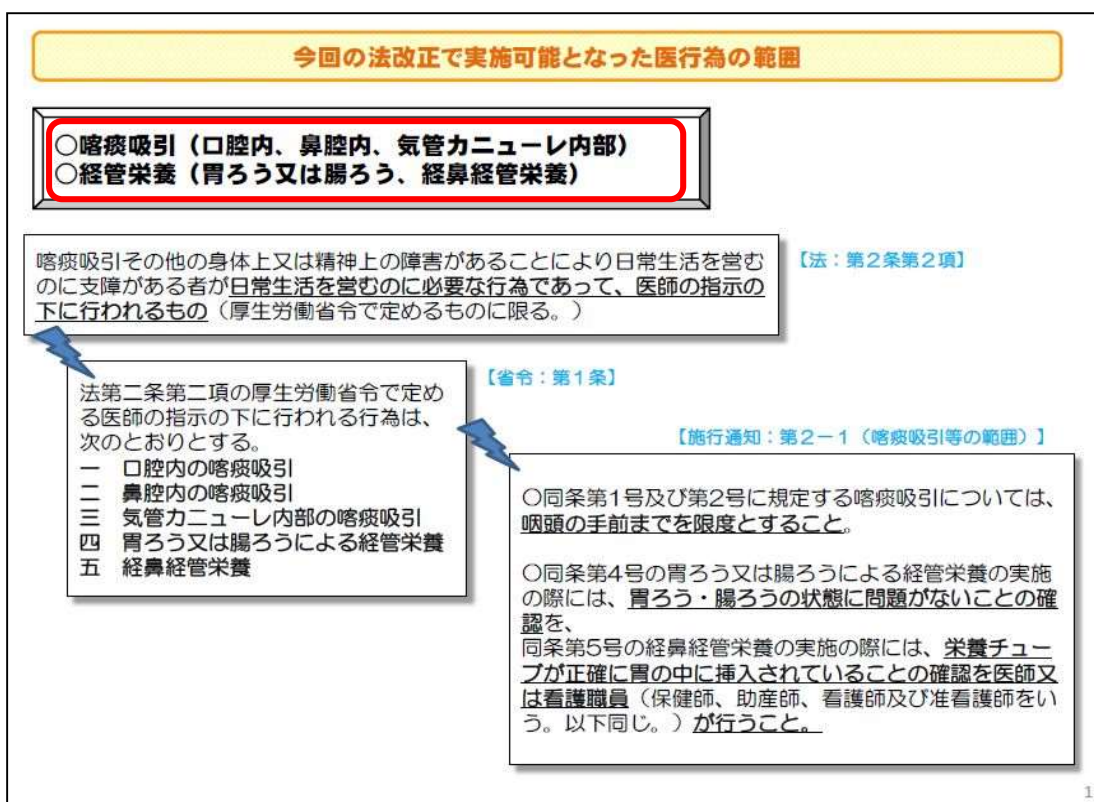
2 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の改正の概要

(1) 認定特定行為

認定特定行為＝介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件のもとに
実施可能となった「喀痰吸引等」の範囲

- 喀痰吸引…口腔内、鼻腔内（いずれも咽頭手前まで）、気管カニューレ内部
- 経管栄養…胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養

以下の法、省令及び通知において示されています。



○栄養チューブの挿入確認は医療職等が行う。

○呼吸器の付け外し等喀痰吸引に伴う一連の行為は演習・実地研修を行ったうえで実施できる。

(2) 認定特定行為業務従事者・登録特定行為事業者

ア 喀痰吸引等を実施する介護職員等を「認定特定行為従事者」といいます。

「認定特定行為従事者」になるためには、都道府県（又は、「登録研修機関」→P 7）が実施する研修を受講し、修了証及び認定証の交付を受ける必要があります。

※介護福祉士の取扱いについて

平成28年度（平成29年1月）以降の国家試験合格者は、介護福祉士の国家資格をもって、喀痰吸引等を実施できます（ただし、実施できる行為は、養成課程又は従事した登録事業者において、実地研修を行った行為のみ）。

それ以前に介護福祉士の国家資格を取得した者については、「認定特定行為従事者」と同じく、都道府県（又は、「登録研修機関」→P 7）が実施する研修を受講し、認定証の交付を受けた者が認定特定行為従事者になることができます。

イ 「認定特定行為従事者」が所属する事業者は、「登録特定行為事業者」として、都道府県の登録を受ける必要があります。

○登録特定行為事業者の登録基準

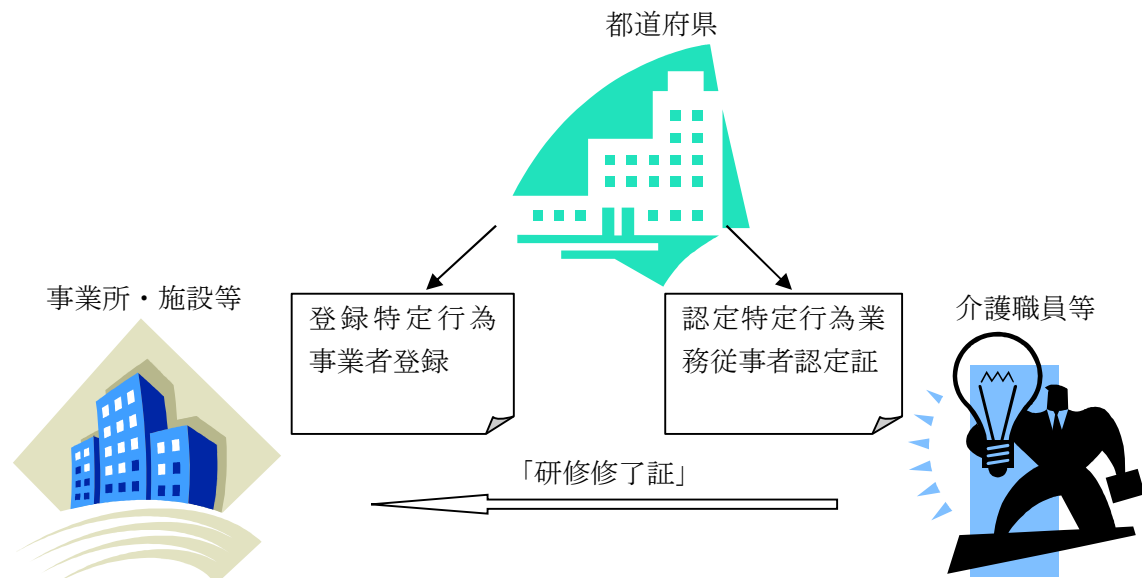
ア) 医療関係者との連携

医師の文書による指示、利用者の心身の状況に関する情報共有
喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成等

イ) 安全適正に関する基準

実地研修未修了の介護職員等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
安全確保等のための体制の確保（安全委員会等）、感染症予防措置、秘密保持等

ア、イの両方の手続を経た従業者、事業者が自らの事業の一環として、喀痰吸引等の業務を行うことができます。



（３）喀痰吸引等研修

認定特定行為従事者が実施できる行為は、研修の種類により異なります。

第１号研修…不特定多数の者に全ての喀痰吸引等の行為が実施可能

第２号研修…不特定多数の者に、全ての喀痰吸引等の行為のうち、実地研修を受けた特定の行為のみ実施可能

第３号研修…特定の者の必要な行為のみ実施可能

（研修を行っていない特定の者及び行為は、法に則った実施となりません。）

（４）喀痰吸引等の対象者の別

ア 特定の者（第３号研修）

利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別的な関係性が重視されるケースに対応するもので、具体的には、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等の療養患者や障害者が「特定の者」に該当します。

※ 在宅、支援学校、保育所等において、特定の者に喀痰吸引等を実施する場合は、「特定の者」の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けることになります。また、障害者支援施設等でも、上記の具体的障害名に該当する者であって、対象者も限定されている場合は同様。

イ 不特定多数の者（第１号研修、第２号研修）

ア以外の場合、基本的に、複数の介護職員等が複数の利用者に対して喀痰吸引等を実施する場合は「不特定多数の者」に該当します。

※ 「不特定多数の者」の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者が実施する必要があります。ただし平成２７年４月から第２号研修については、各行為のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に上記の認定証の交付が受けられます。

研修	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内	鼻腔内	気管カニューレ内	胃ろう・腸ろう	経鼻経管栄養
１号	不特定多数	○	○	○	○	○
２号		△	△	△	△	△
３号	特定	必要な行為についてのみ実施				

※ 「特定の者」への喀痰吸引等の実施は個別性の高い支援内容であるため、第３号研修を受講のうえ実施することが望ましいと考えます。また、第１号、第２号研修に係る認定特定行為従事者が「特定の者」に喀痰吸引等を実施する場合、第３号研修を改めて受講する必要はありませんが、法定研修ではなくとも十分な研修等を行い、医療機関等との綿密な連携体制の下で実施してください。

喀痰吸引等研修～研修課程（1）～

○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	講義 50H + 基本研修 各行為の シミュレーター演習 + 実地研修
	不特定多数	②喀痰吸引（口腔内及び鼻腔内のみ）及び経管栄養（胃ろう及び腸ろうのみ）を行う類型	講義 50H + 基本研修 各行為の シミュレーター演習 + 実地研修 (任意の行為)
	特定の者	③実地研修を重視した類型	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う 場合には20.5時間 + 実地研修 ※特定の者に対する必要な 行為についてののみ。
介護福祉士の養成課程			講義 50H + 基本研修 各行為の シミュレーター演習 + 実地研修 (登録事業者) 実地研修

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

1

○登録基準

- ・ 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を行うこと
- ・ 喀痰吸引等の実務について、医師、看護師等が講師となること
- ・ 研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること
- ・ 研修に必要な器具等を確保していること
- ・ 研修の安全管理体制等を定めた業務規程を定めること
- ※研修の場所・実施方法・安全管理体制・料金・受付方法・業務上知り得た秘密の保持・業務に関する書類の保存等
- ・ 研修の段階ごとに習得の程度を審査すること
- ・ 他の類型の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること

登録研修機関 登録簿

令和5年7月20日

登録番号	登録年月日	名称		住所	電話番号	実施研修課程
2620001	平成24年7月25日	代表者(法人名)	京都府教育委員会	京都市下京区中堂寺命婦1-10 京都産業大学むすびわざ館3階・4階	075-414-5834	3号
		事業所	同上			
2620002	平成24年8月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人イエス団	京都市向島二ノ丸町151-34	075-604-6159	3号
		事業所	重症心身障がい者通所「シサム」			
2620003	平成24年9月14日	代表者(法人名)	社会福祉法人乙訓福祉会	京都府長岡京市今里西ノ口17-9	075-874-7373	3号
		事業所	社会福祉法人乙訓福祉会・ライフサポート事業所			
2620004	平成25年1月1日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 暖	京都市南区東九条南烏丸町10番地	075-662-2022	3号
		事業所	特定非営利活動法人 暖			
2610001	平成25年1月1日	代表者(法人名)	医療法人社団洛和会	京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町171洛和木賊山ビル	075-353-5802	1, 2号
		事業所	洛和会喀痰吸引等研修機関			
2620005	平成25年3月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生花井町23番地四条柴ビル	075-823-3341	3号
		事業所	社会福祉法人京都福祉サービス協会人材開発部			
2610002	平成25年7月10日	代表者(法人名)	医療法人医仁会	京都市伏見区石田森南町9番地 老人保健施設白寿内	075-632-8098	1, 2号
		事業所	医療法人医仁会喀痰吸引等研修センター			
2620006	平成25年7月20日	代表者(法人名)	京都市教育委員会	京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3	075-352-2285	3号
		事業所	同上			
2620007	平成25年8月10日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077	3号
		事業所	特定非営利活動法人 音希			
2620009	平成25年10月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人花ノ木	京都府亀岡市大井町小金岐北浦37番地の1	0771-23-0701	3号
		事業所	花ノ木医療福祉センター			
2610005	平成26年4月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人 洛東園	京都市東山区本町15丁目794番地	075-561-1171	1, 2号
		事業所	洛東園研修センター			
2620011	平成27年1月30日	代表者(法人名)	京都府公立大学法人	京都府与謝郡与謝野町字男山481	0772-46-3371	3号
		事業所	京都府立医科大学附属北部医療センター			
2610007	平成27年10月1日	代表者(法人名)	一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会	京都府福知山市宇堀3370 福知山公立大学2号館	0773-45-3628	1, 2号
		事業所	一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会 介護・福祉人材養成センター			
2610008	平成28年8月1日	代表者(法人名)	株式会社プレゼンス・メディカル	京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町222	0120-698-789	1, 2号
		事業所	株式会社プレゼンス・メディカル			
2620012	平成30年6月1日	代表者(法人名)	医療法人財団今井会足立病院	京都市中京区間之町通押小路上の鍵屋町481	075-221-7431	3号
		事業所	医療法人財団今井会足立病院 足立病院			
2620013	令和2年7月16日	代表者(法人名)	株式会社アドナース	京都市西京区大原野西堺谷町2丁目14番10号	075-754-6174	3号
		事業所	株式会社アドナース			

2610009	令和2年11月1日	代表者(法人名)	HAPPY&SMILE株式会社	京都市伏見区深草向川原町20-12	0120-572-570	2号
		事業所	HAPPY&SMILE COLLEGE			
2610010	令和3年6月1日	代表者(法人名)	株式会社Monotas	京都市中京区御池通東洞院東入笹屋町436	06-6766-4310	1, 2号
		事業所	メディカルケアプラス			
2610011	令和3年7月1日 (1,2号)	代表者(法人名)	一般社団法人裕好会	京都市西京区桂池尻町37-31	075-205-2742	1, 2, 3号
	令和5年5月11日 (3号)	事業所	一般社団法人裕好会メディカルサポート千鶴			
2620014	令和3年7月30日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人ある	京都市北区上賀茂本山258番地21	075-703-2121	3号
		事業所	特定営利活動法人ある			
2620015	令和3年8月11日	代表者(法人名)	株式会社土屋	宇治市宇治壱番134番1宇治荒川ビル4F	050-3733-3443	3号
		事業所	土屋ケアカレッジ宇治教室			
2620016	令和3年11月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人丹後大宮福祉会	京丹後市大宮町延利200番地	0772-68-0770	3号
		事業所	社会福祉法人丹後大宮福祉会あゆみが丘学園			

2021/7/1

2)喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及びに胃ろう又は腸ろうによる経管栄養:省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)

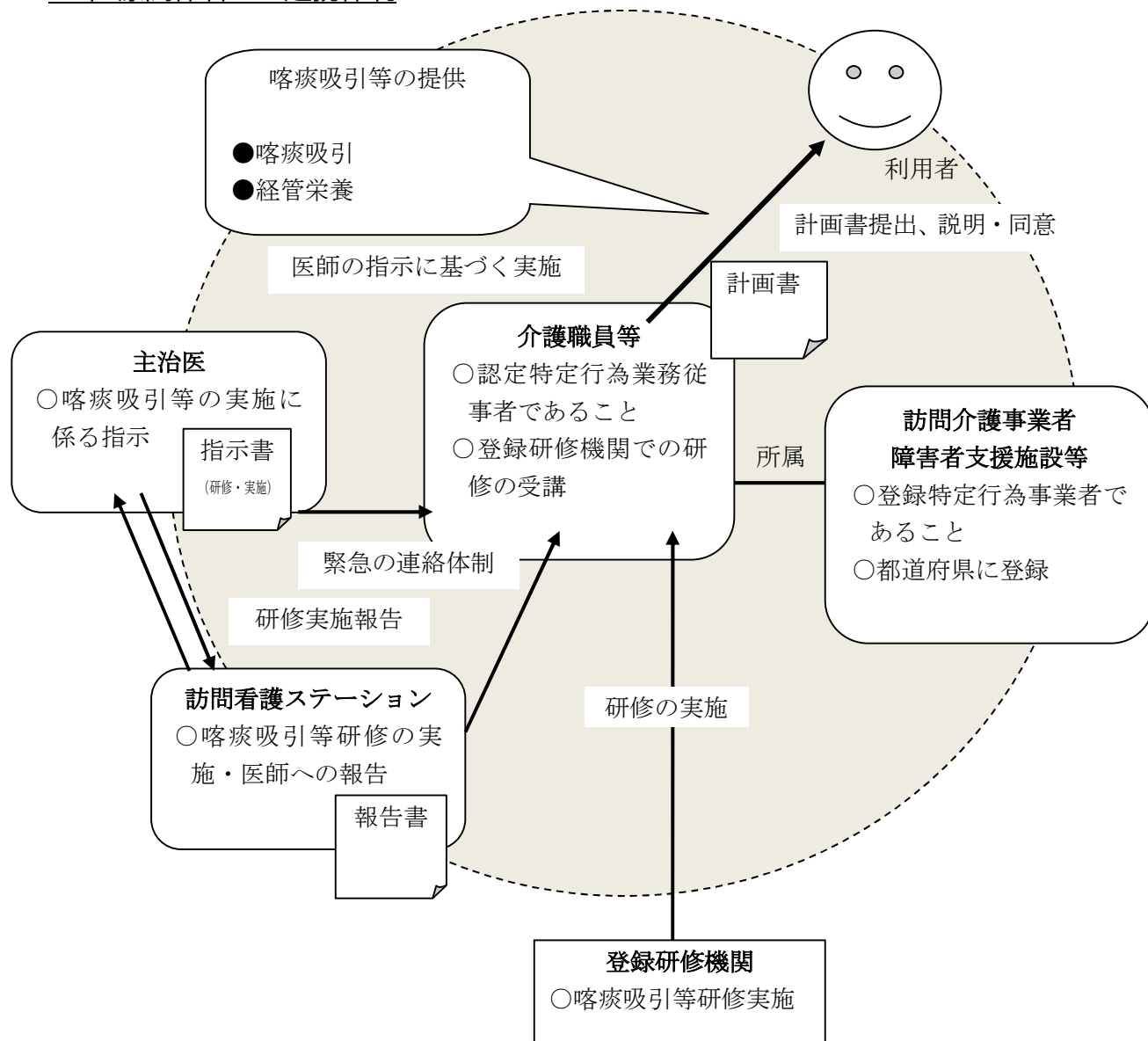
3)各喀痰吸引等行為の個別研修:省令別表第三号研修(特定の者対象)

3 既に一度登録を受けた登録研修機関が、別の研修課程について登録を受ける場合には、追加となる研修課程の番号(1~3)を「実地研修課程」欄に追記してください。

登録研修機関に関しては変更・更新がありますので、随時下記ホームページでご確認ください。

京都nホームページ: <https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/kakutankyuin.html>

3 医療関係者との連携体制



喀痰吸引等の実施に当たっては、医療関係者を含むケアカンファレンス等の体制整備、その他の安全確保のための体制の確保が必要となります。

具体的には、

- ① 喀痰吸引等の実施について、医師の文書による指示を受けること
 - ② 看護職員との連携、役割分担を明確にすること
 - ③ 実施に係る「計画書」・研修の実施に係る「報告書」を作成すること
 - ④ 利用者や家族への説明と同意
- 等があげられます。

4 実質的違法性阻却の考え方

(1) これまでの経過

喀痰吸引等の行為については、当面やむを得ない措置（実質的違法性阻却）※₁として、一定の条件の下、下記の厚生労働省医政局長通知により介護職員等による実施を運用していました。

- ① A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について
（平成15年7月17日医政発 0717001 号）
- ② 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて
（平成16年10月20日医政発第 1020008 号）
- ③ 在宅におけるA L S以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて
（平成17年3月24日医政発第 0324006 号）※₂
- ④ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて
（平成22年4月1日医政発 0401 第17 号）

医療的ケアは、これまで支援してきた利用者について、状態が悪化し、医療的ケアが必要になっても、介護職員等が継続的に支援を行っていけるよう、人道的な観点から上記①～④の通知が発出されていました。

平成24年4月の法改正により、介護職員等による喀痰吸引等については、研修体系が確立されました。研修体系が確立されたもとで、法改正に基づかない行為がやむを得ないものかどうかは個別具体的に判断されますが、今後も継続的に安全に支援を行っていくという考え方に変わりはないものと考えます。安全な実施については、3医療関係者との連携体制をご参照ください。

(2) これまでの実質的違法性阻却に基づく喀痰吸引等の取扱い

- ・上記の①～④の医政局長通知は「新制度施行後にその普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定」とされています。（令和5年11月時点では廃止されておらず、廃止時期は未定）
- ・平成24年4月度以降に開始した研修（特別養護老人ホームにおける14時間の施設内研修や在宅における家族や看護師による研修など）は有効とならず、経過措置の対象となりません。

※ 平成24年度末までに修了又は開始した研修のみ有効となります。

※ 1 厚生労働省「喀痰吸引等制度について（実質的違法性阻却論）」

実質的違法性阻却論について

○医師法等の医療の資格に関する法律は、免許を持たない者が医行為を行うことを禁止。

* 医師法第17条：医師でなければ医業をなしてはならない。

○たんの吸引及び経管栄養は、原則として医行為（医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）であると整理。

《参考》

～実質的違法性阻却論とは～

○ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。

○形式的に法律に定められている違法性阻却事由を超えて、条文の直接の根拠なしに実質的違法性阻却を認める。

○具体的には、生じた法益侵害を上回るだけの利益を当該行為が担っているか否かを判別する作業を行う。

※「当該行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ、それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否か」（最判昭50・8・27 刑集29・7・442他）

※ 2 厚生労働省医政局長通知「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成 17 日 3 月 24 日）

ALS 以外の療養患者・障害者に対する家族以外の者によるたんの吸引の取扱いについて、医学的及び法律学的な観点からの検討が取りまとめられました。家族以外の者が在宅の患者・障害者に対してたん吸引を行う場合の条件が示されています。

- ① 療養環境の管理
- ② 患者・障害者の適切な医学的管理
- ③ 家族以外の者に対する教育
- ④ 患者・障害者との関係
- ⑤ 医師及び看護職員との連携による適切なたんの吸引の実施
- ⑥ 緊急時の連絡・支援体制の確保

（3）その他

これまでの経過や国の通知を踏まえ、障害のある方に対する療養環境の整備や相談支援等について引き続き御協力をお願いいたします。ここでは、安全に支援を実施するための工夫例を御紹介させていただきます。

★支援体制を整えるための工夫例★

医療と福祉の体制について

(例)

- ・ 本人と家族との協議を重ね、主治医から介護職としてできる行為を指示書に明記してもらい安全な提供体制を整えた
 - ・ ケアに困りごとが生じたときには、医療班とその都度連携できる体制を確保する場合によっては、駆付けを依頼することもある
 - ・ メディカルケアステーションのツールを活用し、多職種連携を図っている
- ※メディカルケアステーション：
全国の医療介護現場において利用されている多職種連携のためのコミュニケーションツールのこと
- ・ 医療的ケアに対して不安なことがあれば、(医療職等と) 演習を実施している

本人や家族との同意について

(例)

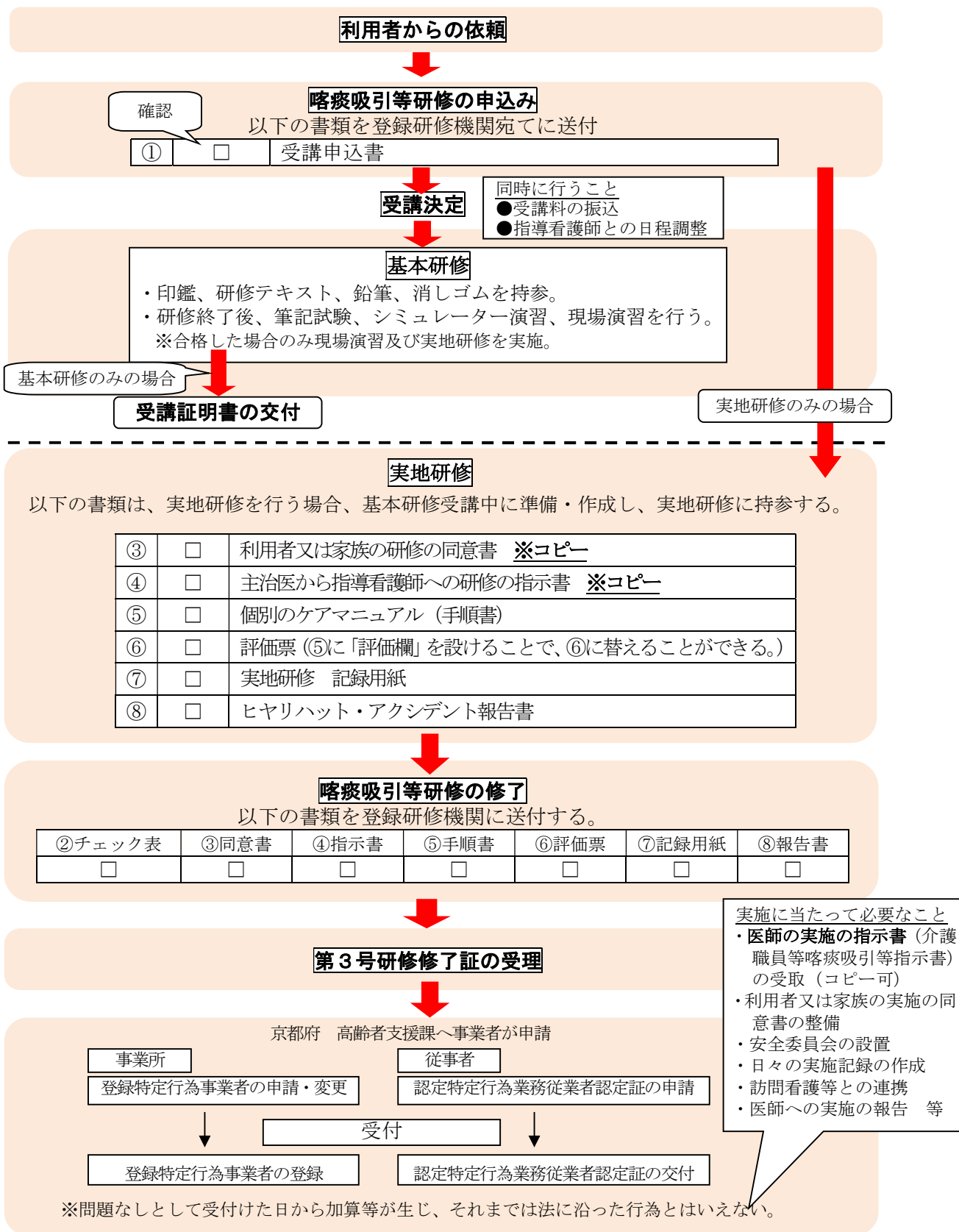
- ・ 安心してケアを受けていただくために、ある程度経験があり、きちんと指導を受けていることを伝える(説明責任)
- ・ 何が起こっても対処できるマニュアルを本人と作成した(緊急の連絡先・支援体制の確保を含む)
- ・ 本人や家族に対して、常に前向きな言葉かけを行い、時間をかけて信頼関係を築くこと当事者にはなれないが、苦労や想いを理解しようとする努力と、一生かけても分からないこともあるという謙虚さをもった言動をする

医療的ケアを安全に実施するためには、本人、家族、支援者間の「顔の見える関係づくり」が重要です。またその関係性は、突発的な状況においても、落ち着いて対応できる基盤となります。お互いに分からないことがあれば、ささいなことでも共有しあえる関係性が大切です。医療的ケアに関わらず、どのような支援についてもご本人や家族を中心としたチームであることが、安全な支援を届ける第一歩となります。

別紙にて、平成23年度京都市医療的ケア部会において作成された参考様式を掲載しております。ぜひ、ご活用ください。

5 喀痰吸引等研修の概要

(1) 第3号研修受講の流れ(確認用、①～⑧は次頁の研修に必要な書類に該当)



（２）研修受講に必要な書類

	様式番号	書類名	備考
①	(様式１)	受講申込書	原本
②	(様式２)	実地研修準備チェック表	原本
③	(様式３)	利用者又は家族の研修の同意書	コピー
④	(様式４)	主治医から指導看護師への研修の指示書	コピー
⑥	(様式５)	現場演習・実地研修の評価票	原本
⑦	(様式６)	実地研修 記録用紙	原本
⑧	(様式７)	ヒヤリハット・アクシデント報告書	原本

※ ①・②以外は参考様式であるため、独自の様式を使用しても構わない。ただし、参考様式に記載される項目を満たす必要がある。

（３）研修内容

ア 基本研修

ア) 講義

「特定の者」に特化したテキストを使用し基本的内容に絞った講義（８時間）を実施。

イ) 演習

シミュレーターを使用した演習（１時間）を通じて一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施。

※重度訪問介護従事者養成研修との統合課程の場合、シミュレーター演習込みで２０．５時間。喀痰吸引等のみの研修では９時間。

ウ) 評価

講義部分の評価については、「特定の者」に特化した筆記試験（基本的内容に絞ったもの）を実施。演習の評価については、「特定の者」に特化した評価指標を使用。

講義科目	時間数
重度障害児・者の地域生活等に関する講義	２時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	６時間
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習（シミュレーター）	１時間

イ 実地研修

ア) 看護師が指導（必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者・家族が指導の補助）を行い、看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施（まず、「現場演習」において問題ないことが確認でき、その後、「実地」において、連続２回全項目が実地研修評価判定基準の「ア １人で実施できる。評価項目について手順通りに実施できている。」となる必要がある）。

看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施する。

イ) 評価については、「特定の者」に特化した評価票を使用。利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、指導看護師等が利用者（家族）の意見も踏まえた上で評価を実施。

(4) 研修終了後の流れ

ア 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

喀痰吸引等の行為を業として実施するためには、研修の修了だけではなく、「認定特定行為業務従事者認定証」(以下「認定証」という。)の交付を受けることが必要です。

(ア) 新規の場合

- ・ 交付申請書 第4-2号様式
- ・ 住民票(写) ※コピーは不可、本籍とマイナンバーの記載がないもの
- ・ 申請者が法附則第3条第3項の各号に該当しないことを誓約する書面 第4-3号様式
- ・ 喀痰吸引等研修の修了証明書 ※コピー
- ・ 返信用封筒(角形2号) 120円切手貼付、「不足分は受取人負担」の朱書
- ・ チェックリスト

(イ) 変更が生じた場合

「氏名」及び「修了した特定行為」が変更となった場合は届出が必要です。

- ・ 変更届出書 第7号様式
- ・ 氏名変更…認定証(原本)及び変更内容が確認できる書類(戸籍謄本等)
特定行為の変更…認定証(写)及び追加する行為の研修修了証明書(写)

※なお、申請は事業所単位でまとめて行うこともできます。

イ 登録特定行為事業者の登録

喀痰吸引等の行為を業として実施するためには、事業者が「登録特定行為事業者」
として登録を行うことが必要です(加算の算定、損害賠償の適用等)。

(ア) 新規の場合

- ・ 登録申請書 第1-1号様式
- ・ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 第1-2号様式
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しないことを誓約する書面 第1-3号様式
- ・ 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類 第1-4号様式
- ・ 申請者が法人である場合、(a)定款又は寄附行為 (b)登記事項証明書
申請者が個人である場合、住民票(写) ※コピー不可
- ・ 返信用封筒(定型長3号)
94円切手貼付、郵便番号、住所、事業所名を記入
- ・ チェックリスト

◆第1－4号様式の添付書類

適合要件	書類の記載内容・留意点
1	① ※「医師の指示書」（様式のみ）
	② 連携する医療機関等についての記載文書
	③ 役割分担や情報共有の方法（連絡会議や文書伝達等）の記載文書
	④ ※利用者ごとの実施計画書（様式のみ）
	⑤ ※医師への報告書（様式のみ）
	⑥ 緊急時における連絡方法の記載及び連絡網等
2	① 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿（様式1－2）
	② 今回は不要
	③ 安全委員会の構成員、協議内容、実施頻度等の記載文書
	④ 安全性確保のための研修カリキュラムや計画を定めたもの
	⑤ 喀痰吸引に必要な備品の一覧表
	⑥ 事業所における衛生マニュアル（既存のものに追加でも可）
	⑦
	⑧ ※利用者・家族の同意書（様式のみ）
	⑨ 情報保持に係るマニュアル（既存のものに追加でも可）

（イ）変更が生じた場合

以下の事項に変更が生じた場合、変更が生じた日から10日以内に届出が必要です。

- ・ 変更届出書 **第3－2号様式**
- ・ 変更内容が分かる書類（下表のとおり）

	事項	添付書類
設置者関連	①代表者氏名	登記事項証明書又は理事会等の議事録（議事録で代用する場合は、法人で奥書証明願います。また、後日登記完了後、登記事項証明書を提出してください）
	②代表者の住所	
	③事業所の名称	
	④事業所の所在地	
	⑤法人の定款又は寄附行為	
事業所関連	①業務方法書	変更後のものと変更箇所が分かるもの
	②喀痰吸引等を行う従事者の名簿	第1－2号様式及び認定証等（写）
	③喀痰吸引等に係る備品一覧	変更後備品一覧
	④実施研修責任者の氏名	不要
	⑤事業開始予定年月日	不要

ウ 医師の実施の指示書（研修の指示書（様式4）とは異なります。）

喀痰吸引等の実施のためには、医師の実施の指示書（**介護職員等喀痰吸引等指示書様式2－1**）が必要です。指示書は3箇月に1度、1人の利用者に対し1枚しか発行されませんので、他の支援事業所等と連携し、コピーして使用してください。

(5) 実施に当たっての留意点

- 喀痰吸引等の実施に当たっては、
 - ・医師の実施の指示書を確認
 - ・利用者・家族の同意書を確認
 - ・日々の喀痰吸引等の実施記録の作成
 - ・ヒヤリハット・アクシデントの報告と対策
 - ・安全委員会の設置
 - ・訪問看護等の医療機関との連携
 - ・医師への実施の報告等
が求められます。
- 認定証を取得している介護職員等でも、新たな特定の者について依頼がある場合や、新たな喀痰吸引等の認定特定行為を行う場合について、喀痰吸引等研修（実地研修）の受講が必要となります。
- 京都市地域リハビリテーション推進センターが実施する「医療的ケア研修」や、京都府市共催の「医療的ケア児等コーディネーター（支援者）養成研修」を受講するなどして、適宜スキルアップを図るよう努めてください。
- 京都市内5圏域（北部・中部・東部・西部・南部）においても、医療的ケアに関する取組を随時実施しております。詳しくは各圏域にお問合せください。

6 医療的ケア体制に係る主な加算

① 施設入所支援（障害者支援施設）

重度障害者支援加算（Ⅰ）において、喀痰吸引等を実施する事業所の体制を評価する。

●算定要件

医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者の数の合計数が利用者数の合計の100分の20以上であること等

※喀痰吸引及び胃ろうによる経管栄養については、「特別な医療」に含まれています。

※これに準ずる者とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であって経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は、軽微経管栄養に限る）を必要とする者

② 生活介護

人員配置体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）において、喀痰吸引等を実施する事業所の体制を評価する。

●算定要件

障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（区分4以下であって、報酬告示に示す、一定以上の行動障害を有する者又は喀痰吸引等を必要とする者）が利用者の数の合計数の100分の60（（Ⅱ）の場合は50）以上であること等

① 他の日中活動系・居住系サービス等 ※看護職員を配置することとされていないもの

医療連携体制加算（Ⅴ）及び（Ⅵ）において、看護職員による指導及び介護職員による喀痰吸引等の実施体制を評価する。

※短期入所（医療型短期入所を除く。）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）

●医療連携体制加算（Ⅴ） 500単位（看護職員1人1日当たり）※短期入所は(Ⅶ)

看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅵ） 100単位（利用者1人1日当たり）※短期入所では(Ⅷ)

介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

② 訪問系サービス

特定事業所加算（Ⅰ）及び喀痰吸引等支援体制加算において、喀痰吸引等を実施する事業所の支援体制を評価する。※重度訪問介護の場合

●特定事業所加算（Ⅰ）の重度者対応要件

前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること

●喀痰吸引等支援体制加算 100単位（利用者1人1日当たり）

特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

*居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護。

重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護において喀痰吸引等を実施した場合に限り、喀痰吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価。

別紙

重度障害者への医療的ケアに関する専門部会（報告書）

平成23年9月27日

京都市障害者自立支援協議会
座長 瀧本章様

京都市障害者自立支援協議会
医療的ケア部会長 土屋 健弘

介護職による在宅障害者（児）への医療的ケア（たん吸引等）について（報告）

現在、在宅障害者（児）に対する家族以外の者によるたんの吸引の実施については、別添のとおり「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日付け医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知。以下、「国通知」という。）において、一定の条件が示され、緊急やむを得ない措置として整理（＝実質的違法性阻却の行為）されています。

また、平成23年6月に「介護サービスの基盤安定のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成24年4月からは介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できることとなり、国において具体的な実施方法等について案が示され、研修の実施等について京都府で検討がなされているところであります。

このような中、京都市においては、平成22年2月に、重度障害者（児）の生活支援を行ううえで福祉・医療の連携は必要不可欠と考え、市障害者自立支援協議会に医療的ケアの専門部会を設置し、従来の国通知を踏まえて検討を重ねました。その結果、介護職の方が、あくまでも違法性の阻却の下、安全かつ適切に医療的ケア（たんの吸引のみ）が実施できるように、新法が適正に実施されるまでの当面の間の措置として、留意点等をまとめましたので報告します。

記

1 たん吸引等に関する基礎的な研修の受講

たん吸引等の実施に関する基礎的な研修を受講し、実施に当たって備えておくべき一般的な知識や基本技術を習得することが望ましい。また、実施者個人あるいはサービス提供事業所において、参考文献等により一定の知識を備えるよう自己研鑽に努めることが望ましい。

2 個別研修の実施及び記録の整備

「どの利用者について」「いつ」「どこで」「どの支援者（ヘルパー等）が」「どこの医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所等）の誰から」「何のケアのどんな内容について」研修を受けたのか、個別研修を受けたサービス提供事業所が記録し、適切に保存することが望ましい。

⇒作成参考例1を参照

3 個別実施マニュアルの作成及び設置

医療・指導機関（病院，診療所，訪問看護事業所等）が作成する，又は，医療機関の指導のもとに関係機関（サービス提供事業所，障害者地域生活支援センター等）が作成した個々の利用者に対応した個別実施マニュアルを作成し，設置することが望ましい。

なお，複数の事業所が関わっている場合，共有の個別実施マニュアルを作成することが望ましい。
⇒作成参考例2を参照

（1）個別実施マニュアルの内容

たん吸引等の内容と手順，留意点，緊急時の対応方法，モニタリング期間と方法等

（2）設置場所

実施するサービス提供事業所，利用者宅等

4 留意事項

（1）作成参考例については，作成例としてお示しするものですので，趣旨を御理解いただき，各事業所の様式で作成いただいて結構です。

（2）作成参考例2にお示した「個別実施マニュアル」については，たん吸引等の実施に係る標準的な手順や手技を示したものではありません。したがって，医療機関の医師，看護師等からの指導等に基づき，利用者本人の状況に応じた内容で作成ください。

（参考）

- 参考図 たん吸引等の実施に係る連携イメージ図

5 医療的ケア部会委員（◎印：部会長，五十音順，敬称略）

所 属 名	氏 名
京都市桂川療護園 施設長	鎌田 松代
社団法人 京都府医師会 副会長	北川 靖
NPO 法人 医療的ケアネット 理事	篠原 文浩
◎京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」 所長	土屋 健弘
NPO 法人 医療的ケアネット 理事	出島 直
重度障害者通所介護じゅらく 所長	久門 誠
京都市南部障害者地域生活支援センター「あいりん」 施設長	平田 義
京都府訪問看護ステーション協議会 副会長	松久保 眞美
京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	八十島 美奈子
社会福祉法人 聖ヨゼフ会 肢体不自由児・重症心身障害児施設 聖ヨゼフ医療福祉センター 診療部長	吉田 菜穂子
特定非営利活動法人 レスピラール花の駅 施設長	吉本 弥よひ

作成参考例1

個別研修の記録及び受講者名簿

利用者名： 鴨川 京子

事業者名：

訪問介護 E事業所

	受講者名	研修実施日	研修場所	研修を実施した医療機関	研修内容	研修者名
1	京都 一郎	平成23年7月1日	利用者宅	訪問看護 Aステーション	たん吸引	北大路 びわ子
2	東大路 太郎	平成23年7月1日	利用者宅	訪問看護 Aステーション	たん吸引	北大路 びわ子
3	金閣 麗子	平成23年7月1日	利用者宅	訪問看護 Aステーション	たん吸引	北大路 びわ子
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

作成参考例 2

注意事項

これは、あくまで（事例）鴨川京子さんの作成参考例として示した内容です。作成参考例に示す項目及び手順等につきましては、個別研修を行った医療機関の医師、看護師等からの指導に基づき、利用者本人の心身状況に応じた内容で作成いただきますようお願いいたします。

介護職等によるたん吸引等個別実施マニュアル

作成機関：訪問介護 E事業所

作成日：平成23年7月1日（金）

利用者氏名	鴨川 京子	生年月日	昭和55年7月1日（31才）
家族等主な介護者	鴨川 清子（母）		
利用者連絡先	075-999-9999 （緊急時 母携帯090-1111-1111）		
必要な医療的ケア	●鼻腔吸引 要・不要 ●口腔内吸引 要・不要 ●気管切開部から吸引 要・不要 ●その他（ ）		
各ケアの実施マニュアル	●口腔内吸引 <準備物> 吸引器、カテーテル、消毒綿、水 <手順> ①健康状態を確認する。 ②本人に説明し、安定した姿勢を取る。 ③手洗い、消毒し、利き手に手袋をはめる。 ④カテーテルとチューブを接続する。 ⑤容器からカテーテルを取り出し、吸引器の電源を入れる。 ⑥カテーテルを調節して、吸引圧（27hPa（200mmHg）程度）を確認する。 標準的な手技・手法を示したものではありません。 ⑦カテーテルに水を通す。 ⑧吸引圧を確認し、カテーテルを挿入する。 ⑨決められた長さ（約4cm）まで入ったら、圧をかけ静かに回転させつつ、ゆっくり引き抜きながら吸引する。吸引は速やかに、5-15秒が適当。 標準的な手技・手法を示したものではありません。 <想定されるリスク・留意点> ①全身、体温、顔色、機嫌も確認。 ③ゴムアレルギーがあり得るのでビニール手袋を使用。 ⑤手袋をはめた手でカテーテルの先端に近い部位を持ち、吸引器の電源はもう一方の手で入れる。 ⑧挿入時は圧をかけながら挿入する。 標準的な手技・手法を示したものではありません。 ⑨吸引時は突っつかない。		

【実施状況の確認など】

事業所内の手順の確認は，○箇月ごとに行うこととする。

【個別実施マニュアル有効期間・更新日】

有 効 期 間	更 新 日	確 認 者 名 (サインをお願いします)
		確 認 日
平成 22 年 7 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日		東山病院 東 山 太 郎 平成 23 年 ○ 月 ○ 日
平成 23 年 7 月 1 日～平成○年○月○日	平成○年△月□日	平成○年△月□日

※医師への相談・報告は最低年 1 回以上行う。ただし，利用者様の体調に変化があった時は，随時行うこと。

参考図 たん吸引等の実施に係る連携イメージ図

